

令和4年第2回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和4年2月25日(金) 9時30分開始
- 2 会 場 大竹市役所3階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- | | | |
|-----|---------|----|
| 教育長 | 小 西 啓 二 | 出席 |
| 1 番 | 池 田 良 枝 | 出席 |
| 2 番 | 中 田 美 穂 | 出席 |
| 3 番 | 小 出 哲 義 | 出席 |
| 4 番 | 小 城 和 之 | 出席 |
- 4 出席職員
- | | |
|--------|---------|
| 総務学事課長 | 貞 盛 倫 子 |
| 総務学事課 | 重 安 千 陽 |
| | 中 川 香代子 |
| | 錦 戸 宏 泰 |
| 生涯学習課長 | 吉 村 隆 宏 |
| 生涯学習課 | 安 藤 好 博 |
| | 山 田 隆 司 |

.....

【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和4年第2回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、中田委員を指名します。

次に、会議の議事日程について確認します。

お配りしているとおり予定していますが、日程第12、日程第13で予定している報告第4号及び報告第5号は個人的な内容が含まれる案件であるため、審議は非公開が適当ではないかと考え、発議します。

その他に意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 それでは、本件を採決します。報告第4号及び報告第5号の審議を公開しないことに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって報告第4号及び報告第5号の審議は非公開と決定しました。

これより本日の日程に入ります。

日程第1「会期の決定について」を2月25日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第5号 大竹市スポーツ推進委員の委嘱について

小西教育長 日程第2「議案第5号 大竹市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は、令和4年3月31日に現在の大竹市スポーツ推進委員の任期が満了するため、新たに大竹市スポーツ推進委員を委嘱するものです。

スポーツ推進委員は、「スポーツ基本法」の第32条第1項の規定に基づいて、スポーツの推進に熱意と能力を有する者を、市町村の教育委員会で委嘱するものとなっています。また、「大竹市スポーツ推進委員に関する規則」において、第3条の規定により定数は23名以内、第4条第1項の規定により任期は2年、同条第3項の規定で再任することができることとなっています。

この度、大竹市スポーツ推進委員を委嘱する方は19名で、19名全員を再任するものです。

委嘱するのは、上村 幸江様、岡本 晶子様、小野 佳子様、倉本 正美様、黒田 雅生様、小守 朗弘様、柴田 喜代人様、関 義之様、竹之内 公夫様、丹下 和昭様、中次 千穂様、中村 和嗣様、西尾 弘様、福島 利啓様、正重 賢二様、松本 鶴男様、守永 正行様、角井 賢治様、藤原 恵様です。

任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となります。

構成状況ですが、地区別ですと、大竹地区から8名、小方地区から4名、玖波地区から4名、川手・栗谷・松ヶ原地区からそれぞれ1名 計3名、合計19名となっています。男女別ですと、男性13名 女性6名となっています。現職状況ですが、会社員8名、団体職員6名、自営業2名、無職3名となっています。今回の委嘱者の平均年齢は65.70歳で、最年長76歳、最年少49歳です。

小西教育長 定員が23名で現在19名と定員に達していないことについては、どのように考えていますか。

事務局 今回1名の方が体の不調を訴えられ、退任されました。再任いただいた方に、新たな推進委員候補者を推薦して欲しいとお声掛けしていますが、新型コロナウイルスの影響で、人と出会える機会が少なく見つけられない状態です。現在1名の方に委嘱をしようと思っていますが、具体的な話ができていない状況です。話ができましたら、教育委員会で説明させていただきます。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第6号 大竹市文化財審議会委員の委嘱について

小西教育長 日程第3「議案第6号 大竹市文化財審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は、「大竹市附属機関設置に関する条例」第3条の規定に基づいて、大竹市文化財審議会委員として委嘱するものです。

このたびの委嘱替えは、長年にわたり文化財審議会委員として務められた、畠中昶龍氏の死去に伴い、欠員が生じたため後任の委員を委嘱するものです。

委嘱しようとする恵谷泰典様は、現在、公益財団法人広島県教育事業団事務局埋蔵文化財調査室事業調整監であり、本人から就任についての承諾をいただいたため、令和4年4月1日から委嘱するものでございます。

任期につきましては、大竹市附属機関設置に関する条例第6条の規定に基づき、前任者の残任期間とすることになっておりますので、令和4年4月1日から令和4年10月31日までとなります。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小出委員 文化財審議会は専門家と学識経験者で構成されているということですが、歴史研究会の会長をされていた畠中さんが大竹市の歴史の専門家という立場で文化財審議委員を務めていましたが、歴史研究会の新しい会長が務めるという話にはなかったのですか。

事務局 文化財審議会には、歴史研究会の会員である二階堂百合子さんが委員であること、委員の年齢構成も考え、文化財関係に専門的な方として恵谷さんを委嘱することになりました。この方は、広島県の職員で、県の埋蔵文化財調査センター、他市の文化財センターや広島県教育事業団で長く勤務され、非常に文化財について長く関わっており、大竹市の亀居城関連遺跡発掘調査にも担当として長く従事してきました。この度、広島県を退職し、4月から引き続き広島県教育事業団のプロパー職員になるということで、委員への就任をお願いしました。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第7号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の一部改正について

小西教育長 日程第4「議案第7号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済制度とは、児童生徒が学校の管理下でけがなどをしたときに、保護者の方に給付金を支払う制度のことです。

独立行政法人日本スポーツ振興センター法などにに基づき、市町村で徴収規則などを定めるものです。

この共済掛金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法によって、1人当たり920円、生活保護受給者は40円と決まっています。そのうち保護者から徴収する額は40%から60%以内とされています。しかし、経済的理由によって納付が困難と認められる保護者については、徴収しないことができる決まっています。生活保護の方は、生活保護法の医療扶助を受けるため、医療費の支給が行われてないので、一般の児童生徒とは異なる共済掛金額となっています。

したがって、大竹市教育委員会では、保護者から徴収する共済掛金を50%である460円、要保護は20円とし、要保護児童生徒は全額免除、準要保護児童生徒は半額免除とする取り扱いをしています。しかし、現在の規則では免除対象者及び免除額が読み取れないこと、また納期後の徴収や掛金の返戻を行わないことの取り扱いについても読み取れないことから、字句の修正と併せてこれらを改正するものです。

日本スポーツ振興センターから、本規則では免除対象者及び免除額が読み取れないとの指摘を受けたため、令和4年度の掛金徴収に対応できるよう改正をするものです。

主な変更点を説明します。まず、題名を「大竹市立小中学校における独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則」に変更します。これは、保育所などにおいても、この共済掛金制度があるため、小中学校に限定するための変更です。

第2条で用語の定義付け、第3条で掛金の額及び免除について定義付けをしました。第4条で納期以降の転入の際は都度徴収すること及び返戻はしないことを追加しました。この転入とは、日本国内の学校間の転入ではなく、国外からの転入という意味です。

施行期日は、令和4年4月1日とします。

小西教育長
池田委員

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済制度の規則をそのまま市の規則にあてはめることはできないのでしょうか

事務局

独立行政法人日本スポーツ振興センター法は、学校や保育所の掛金をいくらにするか、給付の時の対象者や、免責の特約などを定めていますので、各市町村においてはどのような形で徴収する、いくら免除するといったことを決めています。

小西教育長
委員一同

他に質疑はありませんか。

なし。

小西教育長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同

異議なし。

小西教育長

異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第8号 大竹市立公民館使用条例施行規則の一部改正について

小西教育長 日程第5「議案第8号 大竹市立公民館使用条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 大竹市栗谷公民館の管理運営について、開館時間等を実態に即した運営となるよう本規則の一部を改正しようとするものです。

栗谷地区にある大竹市立栗谷公民館は、大竹市農林振興センター内に設置されていて、大竹市農林振興センターの休館日、開閉時間にあわせて事業を実施しています。

この度、大竹市農林振興センター条例施行規則の改正が予定されているので、大竹市立栗谷公民館の管理運営についても、大竹市農林振興センターの運営と同様となるよう本規則の一部を改正しようとするものです。

具体的な施行規則の改正内容ですが、第6条の開館時間は、現在、日曜日を除く平日は午前8時30分から午後10時まで、日曜日を除いて午前8時30分から午後5時までとしています。これは、玖波・栄公民館と同様の開館時間にするものです。この開館時間を新たな大竹市農林振興センターの開館時間に合わせるため、開館時間を午前9時から午後4時までとしています。

次に、第7条の休館日は、大竹市農林振興センター条例施行規則の休館日を適用しています。現在、毎週水曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月28日から翌年1月4日まで及び水曜日が国民の祝日の場合その翌日としています。この休館日を、新たな大竹市農林振興センターの休館日に合わせるため、毎週日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までとしています。

大竹市立栄公民館及び大竹市立玖波公民館の休館日は、変更はありません。

次に、第13条の使用時間についてですが、改正前後の内容は同一ですが、文面を整理し分かりやすくしております。他に細かい字句の修正をおこなっております。

最後に附則ですが、本規則の施行期日を、大竹市農林振興センター条例施行規則の施行期日と合わせて、令和4年4月1日からとするものです。

小西教育長 栗谷公民館が設置されている農林振興センターに合わせた時間、休館日にするという内容です。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小出委員 栗谷公民館の使用時間を大竹市農林振興センターに合わせるという事ですが、大竹市農林振興センターと栗谷公民館の関係はどのような関係で、なぜ大竹市農林振興センターの使用時間に栗谷公民館の使用時間を合わせないといけないのかを教えてください。

事務局 現在大竹市農林振興センターでは、栗谷支所、栗谷公民館、老人憩いの家という4つの機能を有しています。栗谷公民館は主に生涯学習グループ2団体しか利用していないので、大竹市農林振興センターの休館日、開館時間に合わせることができないかと産業振興課から話があり、今回その運用を合わせること

になりました。今回の変更により、栗谷公民館の活動自体は変わりませんが、施設を開く時間を変更するということです。

小出委員 利用時間がかかなり縮小され、土曜日、日曜日が利用できなくなりますが、支障はないのでしょうか。栗谷公民館については、利用実態が少ないということですか。

事務局 栗谷公民館の利用は、生涯学習グループ2団体しかなく、施設の利用者の大半は栗谷支所への来館者です。大竹市農林振興センターで行われる農業関係のイベントについても、平日のみとなっています。土日の運営に関しても、特にイベントがなければ、利用がない状況です。そのため、イベントがある時は、館長の権限で臨時開館できるという柔軟性のある形に規則を改正するものです。

池田委員 一つの建物の中に大竹市農林振興センターと公民館があるということですが、それぞれの管理している人が別であれば、柔軟なやり方が可能になるので良いと思います。総合市民会館の使用条例の中にはそれが入っていませんが、この中には入れなくても良いのですか。

事務局 別に総合市民会館施行規則を設けていますので、今回の改正はあくまでも栄・玖波・栗谷公民館での改正ということです。大竹市農林振興センターは栗谷支所の支所長が運用や使用許可、手続きをしています。そのため、栗谷支所が開く時間帯であれば、諸手続もできます。栗谷支所が土日は閉まっているので、土日に施設を使いたくても職員がいないため、運用上なかなか難しい状況にありますが、今回は栗谷支所の運用時間に合わせる改正にしています。

池田委員 その建物の中の長は、同じ人が全部を兼務しているということですか。それとも、支所長がその建物の管理をしているだけで、それぞれの団体の役割というのは別々なのですか。

事務局 栗谷支所長が、公民館長を兼務しています。大竹市農林振興センターのセンター長は課長職ですが、そこは公民館長が使用許可を出しています。もう一つ老人憩いの家があり、こちら、栗谷支所長、公民館長が使用許可を出しています。

小西教育長 なかなか地域に人がいないという事情が一つの課題だと思います。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第9号 大竹市立図書館条例施行規則の一部改正について

小西教育長 日程第6「議案第9号 大竹市立図書館条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は、提案理由にもありますように、大竹市立図書館の運営について、図書館利用者の利便性の向上及び実態に即した内容とするため、併せて字句の整理を行うため、本規則の一部を改正しようとするものです。

第2条の事業において、第8号を第9号とし、第7号の次に、第8号「図書館資料の図書館間相互貸借」を加えます。

第13条の貸出し点数及び期間、第1項において、館外貸出しができる資料の点数を1人につき「8点以内」から「10点以内」に改め、「コンパクトディスク等の視聴覚資料の貸出し点数2点以内を含む。」を加えます。第2項において、「前項の貸出し期間は、申し出のあった者に対し、館長が特に認めたときは返却期限日から14日までを限度として延長を認めるものとする。」を加えます。

第15条の貸出しの制限において、「ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。」を加えます。

第18条の貸出し点数及び期間において、「団体貸出をすることのできる資料」を「団体貸出しができる資料」に改め、団体貸出しができる資料の点数を、1団体につき「30点以内」から「100点以内」に改め、貸出し期間を「1か月以内」から「30日以内」に改めます。

第19条の貸出しを受けられる者において、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に、資料の郵送貸出しを受けることができる者として、第2号「介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）第27条第7項及び第32条第6項の規定による要介護認定及び要支援認定の通知を受けた者」を加えます。

第20条の貸出しの手続等、第2項において、「第13条の規定にかかわらず、郵送に要する期間を含めて21日以内とする。」を加えます。

また、規則中の「貸出」を「貸出し」に、「場合」を「とき」に、「各号の一」を「いずれか」に、「ただちに」の「ただ」を漢字に、「冊」を「点」に、第17条第2項中「、並びに」を「、及び」に、第21条第2項中「き損」の「き」を漢字に、第29条中「または」の「また」を漢字に改めます。

最後に附則ですが、施行期日を令和4年4月1日とするものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

池田委員 字句の改正についてですが、「貸出」を「貸出し」に変更するのは何かに合わせて変えるのですか。

事務局 今回字句の修正を色々と上げていますが、送り仮名は「送り仮名の付け方」という昭和48年内閣告示第2号によるものとしています。具体的な内容は、公用文に関する関連資料等についてということで、平成22年内閣府告示第1号に規定されています。今回の改正は、この規定に基づく字句の改正ということで、改正したものです。

小出委員 図書館の資料というのは、図書館の中で貸出しできるものを称して資料というのですか。あと、図書館の資料の図書館相互間の貸借というのは、具体的にいうと、大竹会館で借りた図書を総合市民会館で返せるということですか。

事務局 資料につきましては、通常の資料に加えまして、「郷土資料」やその参考資料

のメディア系のコンパクトディスクや、雑誌類など全てを含みます。相互貸借の所を詳しく説明すると、図書館間相互貸借というのは、複数の図書館間で相互に貸借をするというものです。図書館間の貸借ということで、利用者からの要望によって貸借するものですが、具体的にいうと、大竹市内や大竹会館という意味ではなく、廿日市市であったり広島市など県内の公立図書館、他県の図書館、大学図書館、国立国会図書館との相互貸借も可能になっています。大竹市で全ての情報の収集ができない場合、周辺の自治体と連携しながら利用者のニーズに応じるための役割を担っているという現状があります。実際に、相互貸借は全国的には平成11年から行われています。県規模では昭和37年から行われておりまして、うちの図書館も開館当時から行われていますが、その規定を明確化するということが今回改正しています。

池田委員 規定には関係ないのですが、団体貸出しができること、30点から100点以内と貸出しの冊数が大きく広がったことはとても良いと思います。団体貸出しの利用状況を教えてください。

事務局 団体貸出しの利用状況については、資料がありません。具体的に、市内の小中学校、児童館、保育所、高齢者施設などからもこういった貸出しを受けている状況です。

池田委員 学校は同じ時期に同じ資料が必要になるので、その団体貸出しの状況を取りまとめて、同じ時期に必要な資料については備えてもらいたいです。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第10号 大竹市いじめ防止基本方針の改定について

小西教育長 日程第7「議案第10号 大竹市いじめ防止基本方針の改定について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 いじめ防止対策推進法において、「地方公共団体は地域の実情に応じ、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「基本的な方針を定めるよう務める」と規定されています。なお、この法は児童生徒へのいじめの防止等のための対策を推進する目的で策定されています。よって、文部科学省策定「いじめの防止等のための基本的な方針」及び県教育委員会策定「広島県いじめ防止基本方針」などを参考に、大竹市では平成26年に本基本方針を策定しました。

策定後8年を迎えるに当たり、国などの動向を参考にしながら、内容の充実を図り、実効性をより高めるために、改定しようとするものです。

大竹市いじめ防止基本方針です。

1で、策定の趣旨を述べています。引用した法第1条条文を省略した以外、大きな変更箇所はありません。

大竹市は、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等の基本的な方向を示す「大竹市いじめ防止基本方針」を定め、国・県・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

2で、いじめの定義を、具体的ないじめの態様の定義とあわせて述べています。レイアウトの変更や、警察連携時の配慮を加筆しています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。と定義をしています。

具体的ないじめの態様の定義については、「冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」、「仲間はずれ、集団による無視をされる」、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」、「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」、「金品をたかられる」、「金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする」、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」、「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」等としています。

警察連携時の配慮については、「教育的な配慮や被害者の意向への配慮をした上で対応する」ことを加えました。

3で、いじめ防止に対する基本的な考え方を述べています。「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」との認識を持ち、あらゆる教育活動をとおして全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させるなど、未然防止のための取組を推進すること、加えて、全ての児童生徒が安心でき自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを行うとともに、いじめの早期発見・早期対応に取り組み、組織的に対応します。

また、情報共有体制を構築するとともに、地域社会全体で子どもの健やかな成長を支え、見守り育てることとしています。引用条文などを省略し、いじめ防止等に関係機関との情報共有や地域全体の取組を加筆しました。

また、国の基本的な方針から、「全ての児童生徒が安心でき自己有用感や充実感を感じられる学校づくりも行います。」ことを加えました。

4で、いじめの防止等に関する組織体制について述べています。引用条文を省略した以外、大きな変更はありません。

(1) いじめの防止等に係る組織として、「大竹市いじめ防止対策委員会」を設置することを明記しています。

(2) いじめの防止等に関する体制として、体制の整備や周知、保護者の支援、保護者や関係機関と連携した運動を展開します。

5 いじめの防止等に関する役割として、市及び市教育委員会の役割ですが、

未然防止として、①日常の教育活動の充実を図るための指導助言、②教職員研修等の充実、③学校運営の改善の支援、④家庭や地域の在り方などに関する研修会の実施や、教育に関する研修機会の拡充や広報活動の充実、⑤市民への啓発活動や周知について明記しています。

ここで、②の教職員研修の充実の中に、「インターネットや ICT 機器を介したいじめを防止する」「情報モラルに関する指導」を盛り込みました。また、③「職員がゆとりをもって児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組むことができるよう、学校運営の改善を支援する。」を加えました。

②に盛り込んだのは、いじめ防止委員会において、基本方針に加えてほしいとご意見をいただき、そのとおりであると判断したためです。③を加えたのは、教職員の働き方改革を進めるうえで、大切な取組であると判断したためです。

早期発見・早期対応等として、①全学校で、教育相談やいじめアンケートの実施を義務づけ、結果や対応等の報告を求めること、②各学校のいじめの実態把握などの取組等について、報告をさせ、状況等を点検し、指導・助言すること、③いじめが発生した時、いじめの解決に向けた適切な対応を行うことや支援を行うことを明記しており、字句を整理した以外の大きな変更はありません。

学校の役割ですが、未然防止として、①教職員の指導力を高めること、②授業の中で児童生徒一人一人の存在感を持たせるとともに、お互いが支え合い、学び合うような人間関係の構築を図ること、③心の教育の推進を図るとともに、いじめの問題を考え議論させ、その中でいじめが重大な人権侵害に当たることや、刑事罰の対象となりうること、損害賠償責任が発生しうることにについても指導していくこと、④主体的に集団生活や社会生活を円滑に進めていく資質や能力を培い、いじめ防止への意識の高揚を図ること、⑤保護者、地域や関係機関と連携・情報共有しながら学校教育活動に取り組むこと、⑥児童生徒及び保護者に対して、インターネットを利用する際の情報モラル教育や研修会等を実施し啓発を行うことについて明記しています。

ここで、②については文言を整理するとともに、「いじめの問題を考え議論させたり、いじめが重大な人権侵害に当たることや、刑事罰の対象となりうること、損害賠償責任が発生しうることにについても言及する。」ことを盛り込みました。

また、⑥「児童生徒がインターネットを介したいじめへの関与やトラブルを防止するため、児童生徒と保護者等に対して、インターネットを利用する情報モラル教育や研修会等を実施し啓発を行う」ことを追加しました。

この2つは、国の方針に新たに加えられたため、本規則においても加えたものです。また、いじめ防止委員会においても、いじめの加害者になった場合の視点や、保護者に対する意識付けの大切さも基本方針に加えて欲しいと意見をもらっています。

早期発見・早期対応として、①いじめの早期発見に努め、積極的に認知すること、②児童生徒の状況について、特定の教職員で問題を抱え込むことはせず、組織的で機能的な対応を行うこと、③いじめの疑いがある場合には、校内に「いじめ防止委員会」を設置して、正確な事実確認、関係児童生徒への対応や指導、保

護者等との連携を迅速かつ適切に行うこと、④被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。この対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力や他の関係機関との連携の下で取り組むことを行います。

ここで、①については「いじめを積極的に認知する」、②については「特定の教職員で抱えることをしない」ことを盛り込んでいます。この2つは、国の方針に新たに加えられたため、本規則においても加えています。

6で、事態への対応について述べています。(1)重大事態の定義については、引用条文の第2項以下を省略しました。重大事態の定義は、1「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」、2「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」です。

(2)重大事態発生時の対処については、タイトルを「重大事態が発生した場合」「重大事態の報告」を一つにして、学校の役割と市教育委員会等の役割を分けて記載しました。

学校の役割については、直ちに市教育委員会に報告し、市教育委員会の指導のもと事実関係を明確にする調査を行い、結果を速やかに市教育委員会に報告すること、保護者や地域に対して正確な事実や取組の経緯等について説明会を実施することとしています。

前基本方針では調査方法と報告内容が不明瞭であったため、「②学校は、市教育委員会の指導のもと、アンケート調査や個別面談など適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行い、その結果を速やかに市教育委員会に報告する。」を追加しました。

市教育委員会等の役割については、市教育委員会と大竹市いじめ問題調査委員会の役割を分けて記載しました。まず、教育委員会は、学校から重大事態発生 の報告を受けたことを直ちに市長及び県教育委員会に報告をし、学校の調査に際し、必要な指導及び支援を行い、学校からの調査内容を直ちに市長及び県教育委員会に報告します。

また、学校の調査結果が十分でない場合や必要と判断される場合は、大竹市いじめ問題調査委員会へ調査の依頼をします。⑤大竹市いじめ問題調査委員会は、調査にあたり、重大事態に至るいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様で、いじめを生んだ背景はどうであったか、人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどを、明確かつ適切に調査し、市教育委員会は、この調査組織に対して積極的に資料を提供し、大竹市いじめ問題調査委員会は、調査後調査結果を直ちに報告し、市教育委員会は市長及び県教育委員会へ報告します。

その他は、字句の修正がありますが、大きな変更はありません。

(3)留意事項については、調査以外の留意事項を含むため、タイトル「調査にあたっての留意事項」を変更しました。

(4)再調査については、このたび新たに設けました。

法第30条第2項において、地方公共団体の長は当該報告に係る重大事態への対処や当該重大事態と同様の事態の発生防止のための必要があると認めるときは、再調査を行うことができ、行った場合は議会に報告しなければならないとされていますが、本基本方針では曖昧に書かれているため、明記しました。

7の検証の視点については、これまでの1から6までをまとめて、いじめの防止等に係る報告を基に取組を検証するもので、①いじめアンケートの結果、②いじめの認知件数と態様、③いじめの解決件数と具体的な対応、④不登校児童生徒数、⑤暴力行為の件数と態様などを検証の視点としています。これについては、変更ありません。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

小出委員 いじめが起こったときに、児童生徒は内容を家族に伝えたり先生に伝えたり、情報を皆で共有をしていじめを解決していくことが大切だと思うのですが、なかなか児童、生徒によっては先生にも親にも相談しにくい事があるため、その情報の共有が非常に大切だなと思います。そうした中で、「重大な事態においては、教育委員会に報告をする」とありますが、重大事態の定義はどのようなもののでしょうか。「心身または財産に被害が生じた疑いがあるとき」あるいは「在籍する児童等が相当の期間学校を欠席するとき」とありますが、欠席の日数であるとか金銭の被害額がはっきりとは書かれていません。はっきりとした具体的な数字を決めることはふさわしくないのかもしれませんが、担任の先生や学校の責任者の感覚によって報告するケースや、報告しないケースが一律でなければ問題であろうと思うし、内々にでもこのぐらいの事件が起こったときには報告するということは決まっているものなのですか。

事務局 いじめに関しては、軽重にかかわらず事案が起きたときには学校から教育委員会に報告するようになっています。その状況によって重大事案かどうか学校と相談ができるようになっています。生命、心身、財産の被害がどの程度で重大事態になると示してはいませんが、確認はできてはいませんが、その内容によって教育委員会から学校へ指導していくことになります。長期間の欠席につきましても、生徒指導上不登校の期間が、30日をもって不登校とすることになっているので、そういった事が目安になると考えています。

小西教育長 学校が把握した時点で教育委員会に速やかに報告というようになっています。文科省からもいじめの対策を実施したときに、どのようなことでも学校がいじめと判断した場合速やかに報告するとしたため、数字がぐっと上がってきた経緯がこれまでもあります。

中田委員 今の質問に関して、報告は逐一挙げるようにという規定があるとは思いますが、重大事件が起こったときに私たちは報道で知ることになります。そのときに、教育委員会はいじめを把握していないと大体の事件でいわれている印象です。報告を学校の方からどれだけ教育委員会にしやすいか、校長先生のリーダーシップで実情に応じて取組を推進するとありますが、大なり小なり色々あると思いますが、隠すことがないようにして欲しいと思います。一概に、大きな事件だから報告する、小さな事件だから言わなくて良いだろうというこ

とが決してないように、徹底して絶対に報告は上げるという連携を図っていく、後から情報が出てこないように共有しておくことが大事なのではないかと思います。

池田委員 今の意見に関連して、学校の方から教育委員会に報告を挙げたときに、いかに教育委員会の方から手が差し伸べられるかっていうところにかかってくると思います。報告はしたけれど、報告で終わってしまって、結局学校が抱え込むような事になってしまうと、報告しない方がいいと考えてしまうので、教育委員会として何ができるかっていうことを学校に提示したりとか手助けしたりする、そういった関係が現場と作ることができれば、先程危惧されていることが少しでも軽減できるのではないかと思います。

改正されたものの中ですごく重要だと思っているのが、子どもの変化を見取るために、先生たちにゆとりがあることが一番の重要だと思うので、そのために教育委員会として何ができるかという事も考えてもらいたいです。もう一つは、学校の中で特定の教職員が問題を抱え込まないために、情報連携がとれる学校組織の中のあり方が大切だと思います。以前のいじめの報道なんかを聞いていても、先生が報告を上司にしておらず、話が大きくなって気が付くということもあったので、学校の中でしっかり情報共有をしていただきたいと思います。そのためには教育委員会と学校との関係、学校の中の組織の関係を常にオープンにできるようにしていただきたいと思います。

小城委員 大竹市いじめ防止対策委員会がありますが、学校の対応をこの会で協議するよう保護者が設置を依頼することができるかどうかと、いじめがあったことを学校に相談しにくいときに、他の機関で報告することができる事務局があるのかを教えてください。

事務局 いじめ防止対策委員会設置要綱が今手元にはありませんが、メンバーの中に、大竹市PTA連合会長が含まれているので、保護者の依頼があったということで、何らかの対応をしたいと思います。

小城委員 いじめが起こると、学校と保護者だけの解決が難しいこともあると思います。教育委員会に相談しても難しい部分があると思いますので、保護者もそういった違う窓口がある事を知らせてあげる方が、いじめられる子どももいじめをする子どもも未然に防げ、保護者の方も安心できるのではないかなと思います。いじめ防止対策はいろいろありますが、直ちに報告、情報の共有というのは、しっかりと校長先生がリーダーシップを取って、推進して欲しいと思います。

池田委員 いじめ防止に関する体制で、児童や保護者が一人で抱え込まないでこども相談室とか児童生徒が気軽に相談できる体制があって、その周知があると思うのですが、そういう所に相談された内容が、教育委員会や学校にフィードバックとして戻ってくる体制が大切だと思います。子どもたちが悩んでいることが分かれば教育委員会で体制を組む、学校が分かればその学校の中で委員会を設けて相談することができるような体制が大事だと思います。相談できる窓口っていうのを子どもたちにもしっかりと提示していく事が大切だと思います。

小西教育長 いじめが段々と見えにくくなっているという実態があります。よりアンテナ

を広げる必要もありますし、そういう体制作りや基本方針が実働化するように、保護者を含めてしっかりと進めて行きたいと思います。

小城委員 人間関係の巡り合わせで全くいじめに遭わない子と、いじめに遭ってずっと休む子、何かのきっかけでまた学校に行ける子と色々なパターンがあると思います。早期発見・早期対応・早期解決できるよう、先生方にゆとりのある中で対応していただき、学校全体で目配りをしてもらいたいと思います。

小西教育長 絶対にいじめは許さないという姿勢で臨んでいきたいと思います。また学校にもしっかりと指導していききたいと思います。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第 1 1 号 令和 4 年度大竹市学校給食標準価格について

議案第 1 2 号 令和 4 年度学校給食納入食糧品業者の選任について

小西教育長 日程第 8「議案第 1 1 号 令和 4 年度大竹市学校給食標準価格について」及び日程第 9「議案第 1 2 号 令和 4 年度学校給食納入食糧品業者の選任について」の 2 件は、関連するため、一括しての議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 まずは、令和 4 年度の大竹市学校給食標準価格についてです。一食当り小学校 270 円で 10 円の値上げ、中学校 325 円で 15 円の値上げの決定をするものです。

この価格については、大竹市給食センター設置条例第 4 条第 1 項に規定する大竹市給食センター運営委員会で書面開催により審議し、妥当であるとの意見をいただいた上で提案するものです。

大竹市学校給食標準価格は、学校給食法第 8 条第 1 項の規定に基づく「学校給食実施基準」に照らして算出したものです。

学校給食実施基準は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適正に実施するために必要な事項について維持されることが望ましい基準として定められているものです。この基準を踏まえ、基準量は、食品群ごとに 1 回当たりの目安となる摂取量を算出したもので、その基準量に応じて予定価格を算出します。なお、食品毎の予定価格につきましては、令和 3 年 1 月から令和 3 年 12 月の学校給食物資購入価格の実績に基づき、消費者物価指数を勘案して算出したものです。

合計すると、小学校が 268 円 49 銭、中学校が 323 円 47 銭となり、この価格が現在実施している給食内容を維持するために必要な 1 食当たりの予定価格になります。

学校給食標準価格は、平成28年度に値上げをして小学校が260円、中学校が310円となり、令和3年度までの6年間、据え置いています。牛乳と主食に係る金額は、平成28年度から令和3年度の間に小学校では9.5円、中学校では約10.5円増加している状況です。

このように、年々、牛乳及び主食に係る金額が上昇していること、また、食用油は既に値上がりをしており、今後も小麦粉など食品の値上げが予定されていることから、令和4年度の大竹市学校給食標準価格につきましては、小学校が10円値上げの270円に、中学校が15円値上げの325円を提案するものです。

続いて、令和4年度の学校給食納入食糧品業者の選任についてです。18業者の選任をするものです。

令和4年度の学校給食納入食糧品業者については、大竹市給食センター設置条例第4条第1項に規定する大竹市給食センター運営委員会で書面開催により審議し、妥当であるとの意見をいただいた上で、提案するものです。

令和4年度学校給食納入食糧品業者の選任をお願いする業者は、学校給食納入食糧品業者選任審査要綱第3条に基づき、提出期間内に申請があり、同要綱第2条に基づく納入業者の資格である衛生管理状況や供給能力等の7項目を事務局において審査し、資格に該当すると認めた業者について大竹市給食センター運営委員会で審議したものです。なお、選任の申請があった業者は18業者で今年度と同様で変更はありません。

また、学校給食納入食糧品業者選任審査要綱第5条第2項の規定により、選任の有効期間は1会計年度限りとあることから、選任期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとするものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。まず、大竹市学校給食標準価格について審議します。質疑はありませんか。

中田委員 近年の物価の上昇が顕著です。これまでもこの値段で本当に大竹の充実した給食を提供されていて、本当に感謝しています。値上げに関しては、やむを得ないのではないかと思います。

小西教育長 それでは、議案の第12号「学校給食納入食糧品業者の選任について」、質問がありましたらお願いします。

小出委員 納入業者は大竹市の業者が多くて、安全安心の食材を目に見えるところで納入できるという事で非常に良いと思いますし、大竹市の地元の業者さんがそれで助かるのなら良いと思います。市内や市外からの参入希望の業者が一定数あると思うのですが、その競争の結果で18業者が選定されたと判断してもよろしいですか。

事務局 学校給食納入食料品業者選任審査要綱抜粋に第2条納入業者の資格というものがあり、「(1)生産者、製造業者、もしくは卸売業者またはこれに属するもので、大竹市内に本店、製造業者、または営業所を有するものというもの」があります。そのため、大竹市内を優先しています。「但し、特別な事情がある場合この限りでない」という事で市外の業者も納入業者として選任しているものです。

市外からもいろいろ話がありますが、第2条の規定がありますので、この規定で可能かお話をして理解してもらった業者もあります。この18業者には、入札という形も取っています。事前に金額を確認した上で、新年度の学校給食の納入をお願いしている状況です。

小出委員 18業者以外に大竹市内で参入したいという業者の中で、この18業者が条件的に良かったという事ですか。

事務局 書類審査等を行い、業者の店舗の確認をして、その上で申請書を出してもらうという形を取っていますが、ここ最近、新たに市内からの参入の依頼ということはありませんでした。

小出委員 多分市外からの参入を希望される業者が、相当な金額の開きがあるときに、市内業者でという決まりがあるので、その辺で多少安くしにくいのではないかと思います。金額についても工夫努力してもらえればと思います。

小西教育長 選定するのになかなか市内に業者がいないということもあり、苦労しているというのがあります。

事務局 できれば市内の業者に納入いただきたいのですが、納入したい食材によっては市内に業者がないというような状況ですので、そういった場合は市外の業者をお願いするというような形になっています。よって、18業者の申請ということです。

小出委員 大竹市の金額が、決して県内で比較したときに安くはないですね。そういったことが関係しているのではないのかと思いました。

小西教育長 安全安心の給食を提供していくという事が一番です。加えて食育という観点もあり、価格が上がった分しっかり取り組んでいきたいと思います。

これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件2件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件2件は原案のとおり可決されました。

議案第13号 大竹市指定重要文化財の指定に係る大竹市文化財審議会への諮問について

小西教育長 日程第10「議案第13号 大竹市指定重要文化財の指定に係る大竹市文化財審議会への諮問について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 本議案は、大竹市文化財保護条例第14条第1項の規定に基づいて、2件の文化財について、大竹市文化財審議会に諮問するものです。

まず、1件目は、谷和神楽です。令和4年1月24日付けで谷和神楽団代表者久保和実氏から文化財指定申請書の提出がありました。谷和神楽は、明治半ばに現在の岩国市美和町上駄床から伝わったといわれています。氏神の河内神社の例祭で五穀豊穡、家内安全を祈願、感謝の念を込めて奉納されたようです。能楽に準じた演技で、曲調、舞ぶり、口上等は出雲神楽の系統であるということです。

続いて、2件目は、木野神楽です。令和4年1月26日付けで木野神楽団代表

者小田元久嗣氏から文化財指定申請書の提出がありました。木野神楽は、「出雲石見地方に伝わる大社神楽の系統につながる古典的な神楽であり、大正5年9月に木野村上木野の有志16人により、木野神楽会を結成し、栗谷の松崎貫一氏の指導を受け、毎年氏神祭に奉納しているということです。なお、昭和25年に、木野神楽団と改称し、今日に至っているということです。

この2件の文化財・神楽につきましては、いずれも明治・大正時代から受け継がれてきた貴重な民俗資料、民族芸能であり、地域住民が守り育ててきた郷土文化です。

近年まで栗谷町の谷和地区以外の地区においても、神楽団があり神楽舞が踊られていましたが今はなくなりました。また、松ヶ原地区の神楽団も後継者がいないため解散せざるを得ない状況にあると聞いています。

本市の各地域で受け継がれてきたこの伝統芸能を後世に残していくためにも、また時代とともに軽視しがちな伝統文化を活性化し、地域の生活に潤いを与える意味においても、必要かつ重要な文化財、民俗資料であると考えています。

なお、諮問に係る本議案が議決されましたら、直近の大竹市文化財審議会に諮問し、審議会内で審議を行った後、大竹市教育委員会に対する答申をいただく予定です。大竹市文化財審議会での調査・検討の結果、大竹市指定重要文化財への指定が適当であるという答申をいただければ、再度、本教育委員会へ指定の議案を提出する予定です。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 谷和神楽は構成人数が16名と書いてあるのですが、木野神楽は演目によって人数が変わるという書き方になっています。今どのくらい構成メンバーがいるのですか。

事務局 詳細な人数については把握していないのですが、大体7名程度がいると聞いています。ただ年々高齢化する中で、構成がギリギリな状態になっているというのを聞いております。そういった中で少しでも残していくため、調査をさせていただいて、重要文化財と指定をしていきたいと考えています。

小出委員 文化の継承が難しくなってきたと思うのですが、大竹市の文化財と指定されたときに、文化を残すためにこういった働きかけができるのかという事と、地元の構成員で文化の継承が難しくなってきたときに、文化財の指定をどのようにしていくのかというのを教えてください。

事務局 まず一点目、大竹市の重要文化財に指定をしていく事によって、団体自体に箔がついてくるという事があります。各団体が金銭的にも厳しいという所もあります。大竹市は無形文化財ということで、若干ですが補助金を出していて、そういった制度も活用できるのではないかなと思います。そうした形で継承の方を大竹市も少しでも微力ながら支えていくような形ができればと考えています。もし衰退というようなことがあれば、文化財から取り消しになりますが、そういったことがないように教育委員会としても支援に努めていきたいと思いをします。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

報告第3号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について

小西教育長 日程第11「報告第3号 教育に関する市議会提出議案に対する意見の申出について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和4年3月大竹市議会定例会第2回に、次の4件の議案を提出するに当たり、市長から意見を求められましたが、緊急やむを得ないと認め、教育長において異議ないものと申し出たので、教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

1件目の提出議案は、「大竹市教育振興基金条例の一部改正について」です。改正の内容は、条例第1条に規定する設置の目的に、「学校施設の整備に要する経費の財源に充てる」ことを追記するものです。改正の理由は、国庫補助金等を受けて整備した学校施設について、処分制限期間内に有償で財産処分を行うに当たっては、国庫に返還することを条件として文部科学大臣の承認を受けることとなっていますが、国庫補助事業完了後10年以上経過し、国庫に返還することとなる補助金相当額以上の額を学校施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金に積み立てて適切に運用する場合は、国庫に返還を要しないこととなっています。現在、学校施設整備に要する経費に充てることを目的とした基金がないため、本条例の一部を改正するものです。

2件目の提出議案は、「大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について」です。地方自治法第244条の2第3項及び大竹市手すき和紙作業所設置及び管理条例第3条の規定により、大竹市手すき和紙作業所を管理させるものを指定することについて、同法第244条の2第6項及び同条例第5条第2項の規定により、市議会の議決を求めるものです。大竹市手すき和紙作業所は、大竹市の伝統文化である手すき和紙の製造技術を後世に継承していくための施設として平成7年度に開設し、「おおたけ手すき和紙保存会」に業務委託し管理してきました。さらに令和元年度から令和3年度までの3年間は、「おおたけ手すき和紙保存会」を指定管理者として指定し、業務に関する協定を締結し、施設を運営管理しています。引き続き「おおたけ手すき和紙保存会」を指定管理者に指定することで、これまでの管理実績及び今後の自主的活動等の経験を活かした効果的で発展的な施設運営が図れるものと考えています。指定期間は、令和4年度から令和6年度までの3年間です。

3件目の提出議案は、「令和3年度大竹市一般会計補正予算(第10号)」です。学校連携・子どもの居場所づくり事業では、令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、「賃上げ効果が継

続される取組を行うことを前提として、収入を３％程度、月額約９,０００円引き上げるための措置を２月から前倒しで実施する」とされ、本市においても処遇改善臨時特例事業を実施することとなったため、放課後児童クラブ支援員等の処遇改善に必要な経費として２４５万６千円計上しています。また、年度末を迎えるにあたり事業執行の状況や予算執行の見込みから不要となる額について、幼児教育推進事業で１,１５３万円、小学校管理運営事業で５３４万５千円、社会教育施設等維持管理事業で３８３万６千円をそれぞれ減額しています。

歳入について説明します。歳出で説明した「放課後児童クラブ支援員等処遇改善臨時特例事業」の財源として国庫補助金を事業費全額の２４５万６千円計上しています。また、幼児教育推進事業、小学校管理運営事業、社会教育施設等維持管理事業に係る財源である国庫負担金等をそれぞれ減額しています。

続いて、繰越明許費の補正についてです。「成人のつどい事業」及び「放課後児童クラブ支援員等処遇改善臨時特例事業」については、事業執行にあたり翌年度に繰り越した上で、令和３年度に実施することになるため、繰越明許費の補正をしています。

その他、年度初めに速やかな予算執行に当たることができるよう、必要な経費の債務負担行為の設定について、予算補正しています。

４件目の提出議案は、「令和４年度大竹市一般会計予算」です。まず、新年度当初予算の概略について説明します。一般会計予算の歳入歳出総額は１５１億７,６８３万２千円で前年度比２.５％減となっています。そのうち、教育費の予算は１２億６,４７１万７千円で前年度比３０％増となっています。教育費のうち総務課で所管する人件費関係分を除く１０億６,９９５万６千円の課別内訳が、総務学事課分７億９,４９２万９千円、生涯学習課分２億７,５０２万７千円となっています。

次に、前年度比の特徴について説明します。総務学事課分では、「小学校管理運営事業」が約２億７,０００万円と大幅に増額となっています。大竹小学校プール建設工事が始まること大きな要因で、関連する予算を計上しています。その他では「幼児教育推進事業」が対象者の減少等により約１,２００万円の減額、「学校教育振興事業」が、教育振興基金への積立金を計上したことから約２,７００万円の増額となっています。

生涯学習課分では、「社会教育施設等維持管理事業」が、公民館外壁調査及び耐震診断業務の完了等により約１,４００万円の減額、「総合市民会館改修事業」が、総合体育館２階屋上防水等改修事業により約２００万円の増額、「大竹会館管理事業」が、アゼリアホールインターロック等設置事業等により約３００万円の増額となっています。前年度比の特徴については以上です。

続いて、新年度に教育委員会で実施する主要な事業について、「当初予算の概要」に掲載した事業を担当ごとに説明します。

まず、「奨学金貸付事業」ですが、予算額は１,０５５万３千円です。継続貸付者として、国公立大学３人、私立大学１１人、新規貸付者として国公立大学、私立大学各５人を予定しています。この事業は、経済的な理由により修学の機会

がなくなることはないよう、学資の貸付を行うもので、平成24年度から、市内に一定期間居住することを要件とした奨学金の返還免除制度を導入しています。

事務局 こども相談室運営事業について説明します。家庭等で問題を抱えながら生活をしている子ども・保護者等に対し、幼児期から青年期まで一貫した相談を実施できる場所を提供するとともに、不登校の児童生徒に対し、学習・生活面での支援を行い社会的自立への基礎を養います。令和4年度も、相談員2名体制で事業を運営します。

事務局 小・中学校管理運営事業として、大竹小学校プール建設事業について説明します。予算額は1億1,843万円です。老朽化している大竹小学校と大竹中学校のプール施設を解体し、大竹小学校に児童と生徒が共同で利用できる新たなプール施設を整備します。令和4年度は、両校の現プールの解体工事を行い、令和4年度から令和5年度にかけて、新たなプール施設の建設工事を行います。

事務局 ICT支援員配置事業について説明します。令和3年10月から実施していて、令和4年度は4月から実施するための拡充事業です。

児童生徒の情報活用能力を高め、多様な問題を解決できる能力の育成を目指すため、1人1台端末を授業等で活用しています。そのために必要となる教員のICT機器活用力の向上、機器の不具合の対応、情報セキュリティ対策の強化等のため、専門的な知識をもつICT支援員を配置します。

オンライン学習通信費援助事業についてです。こちらも拡充事業です。学習用端末を持ち帰り、家庭においても活用するため、通信環境未整備の世帯にモバイルWi-Fiルータの貸し出しを行う(契約及び通信料は保護者負担)とともに、就学援助世帯については通信費の一部を援助します。中学生と併せて、令和4年度は新たに小学5・6年も持ち帰り学習を開始します。

学習環境サポート・読書活動推進事業についてです。通常の学級に在籍する発達障害などのある児童・生徒へのサポートのため「学級支援員」を配置し、個に応じたきめ細やかな指導を行います。

学校図書館に読書及び学習活動上の支援を行う「読書活動推進委員」を配置し、幅広い視野を持った心豊かな児童生徒を育成します。令和4年度は、学級支援員を8名配置、読書活動推進員は2名配置としています。

中学校教育振興事業、英語力向上事業についてです。英検の検定料を、市内の中学3年生を対象に全額助成するものです。中学校を卒業するまでに個々の英語力に応じた英検級取得という目標を定めることで、中学生全体の英語力の向上を目指します。令和3年度の12月1日現在の英語検定3級以上の取得率は、36.7%であり、過去最高の数値でした。

事務局 学校連携・子どもの居場所づくり事業・放課後児童クラブ運営事業について説明します。予算額は昨年と同規模の6,263万2千円です。放課後や長期休暇中などに、保護者が仕事などで昼間家庭にいない児童に対して、「放課後児童クラブ」において適切な「遊びの場」や「生活の場」を提供することで、児童の健全な育成と保護者の仕事と子育ての両立を支援するものです。令和3年度から運營業務の一部を民間事業者に委託し、令和4年度は2年目となりますが、

運営に関する苦情など無く、民間企業ならではのノウハウを生かしながら運営されていると感じています。

学校連携・子どもの居場所づくり事業の2点目、放課後子ども教室事業について説明します。予算額は昨年度と同様の300万円です。放課後、週末及び長期休暇中における子どもたちの有意義な活動拠点、居場所を確保するため、地域学校協働本部が核となって地域や各種団体等と連携し、学校や公民館等を活用して様々な体験活動や学習機会の場を児童に提供するものです。令和4年度も、教室数の拡大を前向きに検討しながら、児童の体験活動や学習活動の場を提供していきます。

事務局 総合市民会館改修事業について説明します。本事業は新規事業で、1,958千円予算計上しています。総合市民会館は、中央公民館、老人福祉センター及び総合体育館の3つの機能を有する複合施設です。この度は、総合市民会館内にあります総合体育館2階屋上部分のトップライト周辺の防水機能劣化に伴い、施設各所で雨漏りが発生しているため、状況を改善するため防水等の改修を実施する予定としています。

事務局 文化財保護事業・文化財等普及啓発事業について説明します。予算額は昨年度と同様の50万円です。市内の史跡等について、より多くの方に関心を持ってもらうとともに本市の歴史を学ぶ機会を提供するため、これまで、リーフレットの作成や案内看板の更新等を行ってきました。令和4年度は、岩国大竹道路建設に伴って出土した「亀居城跡妙見丸」の石垣の説明看板及び西国街道大竹路の案内板設置を、大竹市歴史研究会と連携して取り組んでいくものです。

小西教育長 これより質疑に入ります。最初の「大竹市教育振興基金条例の一部改正について」は、本市が設置します学校施設の整備に要する経費の文言を加えるものです。また、2点目の「大竹市手すき和紙作業所の指定管理者の指定について」について、質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 それでは、3点目の「令和3年度大竹市一般会計補正予算」、4点目の「令和4年度大竹市一般会計予算」について、質疑はありませんか。

池田委員 学級支援員が減額となっていますが、配置は減るのですか。

事務局 支援員として、学級支援員と特別支援教育支援員がいます。今回、特別支援教育支援員の方に1名配置した方が良いだろうということで、支援員の総数自体は変わりませんが、学級支援員の方の人数が減ったという事です。

池田委員 教員住宅の管理費が書いてありますが、まだあるのですか。

事務局 栗谷に教員住宅があります。

小西教育長 他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結します。本件は報告事項です。報告のとおり承認することに意義ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

小西教育長 続いての、日程第12「報告第4号」及び日程第13「報告第5号」の審議については、会議の冒頭で、公開しないことと決定しました。よって、これより非公開とします。

なお、個人的な内容が含まれる案件のため、議事録のうち本件2件の審議の内容の部分については非公開とします。

～報告第4号及び報告第5号の審議についての議事録は非公開～

報告第4号 大竹市通級指導教室（言語）通級審査委員会で審議した児童の通級について

小西教育長 本件は報告のとおり承認されました。

報告第5号 大竹市就学指導委員会で審議した児童生徒の就学について

小西教育長 本件は報告のとおり承認されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するにあたり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和4年第2回大竹市教育委員会会議を閉会いたします。

【閉会時刻 11時55分】

.....